型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－413号	不燃性材料	タイカライトマリン	日本インシュレーション株式会社	大阪府大阪市浪速区大国一丁目1番6号
第F－414号	〃	タイカライトマリン－AT	〃	〃
第F－415号	B級仕切り隔壁（B15級）	タイカライトマリンB－15	〃	〃

○国土交通省告示第四百八十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－393号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ショウダンプ　N－3	東京都港区虎ノ門一丁目1番18号	昭和電線デバイステクノロジー株式会社

○国土交通省告示第四百八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－407号	表面仕上材（表面床張り材）	DÉCOR B	Tarijtfabriek Hasselt Desseaux-Belgie NV (Desso Dendermonde)	B－9200, Dendermonde, Belgium

○国土交通省告示第四百八十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－419号	火災の危険の少ない家具及び備品（布張り家具）	パッセンジャーシートCCS－PS（TREVIRA CS AD）156343	Cleemann Chair-Systems GmbH	Auf den Trohnen 6, 59469 Ense-Höingen, Germany

○東北地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
白石市越河字市野一一番一から同市斉川字町西浦三三番一まで	前　一〇・八〇～八五・五〇（メートル） 後　一〇・八〇～八五・五〇（メートル）	六・一四〇（キロメートル） 六・一四〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　白石市越河字市野一一番一から同市斉川字町西浦三三番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市田尻五丁目五二一番一から同市田尻五丁目七八七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十八日

○関東地方整備局告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次のとおり自転車歩行者専用道路を指定するので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間関東地方整備局及び同局首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百九十八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
市川市国分六丁目九六九番七地先から同市国分六丁目九五八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四・〇〇～四・〇〇（メートル）	〇・一一七（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十二年四月二十九日

○中部地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十八日

中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	備考
三島市塚原新田字舟ヶ久保一七六番一から沼津市原字女鹿塚二九二九番一まで	前　BA　一四・〇〇～一七八・五〇（メートル） 後　BA　一四・〇〇～一七八・五〇（メートル）	一六・八八〇（キロメートル） 一六・八八〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所